

平成24年7月31日

泉佐野市教育委員会 様

泉佐野市情報公開審査会
会長 松田 聰子

泉佐野市情報公開条例第15条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年12月20日付け泉佐学学第1561号で諮問のあった異議申立て事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

泉佐野市教育委員会が平成23年9月15日付け泉佐学学第1135号により行った非公開の決定は、妥当である。

2 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成23年9月1日、泉佐野市情報公開条例（平成11年泉佐野市条例第27号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、泉佐野市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「泉佐野市教育委員会指導主事■■■■■に係わる平成23年2月28日16時15分出発、18時帰庁の■■■■■弁護士事務所における用務は資料提出とある。提出資料の名称、資料の用紙サイズ、枚数、資料に記載された公務の業務名、等情報が解る原本全部」の情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、異議申立人に対し、「弁護士事務所に提出した資料は、訴訟等に発展するおそれのある紛争に関する情報であり、情報公開条例第6条第7号イに該当するため」との理由により、平成23年9月15日付け泉佐学学第1135号により非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、本件処分に不服があるとして、平成23年10月21日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行い、実施機関は、平成23年11月17日これを受理した。

3 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

ア 教育委員会が行う事務又は事業に争訟に係るものはないため、条例第6条第7号イに該当することを非公開理由とする本件処分には理由がない。

イ 条例第6条第7号イに規定する「争訟に係る事務」とは、現に訴訟が提起されている場合にのみ該当するものであり、訴訟が提起される可能性があるという段階では、当該規定には該当しない。

以上のことから、本件処分には理由がなく、本件処分は違法、不当である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第56条は、「教育委員会は、教育委員会若しくはその権限に属する事務の委任を受けた行政庁の処分（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）若しくは裁決（同条第3項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。）又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の処分若しくは裁決に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する」と規定している。したがって、教育委員会が行う事務には、争訟に係る事務が含まれ、また、顧問弁護士に対して法律相談を行うことも、正当な職務である。

(2) 本件請求の対象となる文書は、市立小学校における生徒指導に関し、保護者との間で訴訟に発展する可能性があると判断して作成した文書である。その内容は、実施機関が顧問弁護士に当該事案について相談するために作成した、事案の経緯を記載した文書及び参考資料であり、それを公開すれば争訟の当事者としての地位を不当に害することになるものであることから、条例第6条第7号イに該当する。

以上のことから、本件処分に違法、不当な点はない。

5 審査会の判断

当審査会では、異議申立人の異議申立書及び口頭による意見陳述並びに実施機関の弁明書、口頭による意見陳述及び実施機関が提出した説明資料等に基づき、本件処分の妥

当性について調査、審議した結果、次のように判断する。

(1) 本件請求対象文書について

実施機関は、本件請求に対して、対象文書が条例第6条第7号イに該当するとして非公開決定処分を行っていることから、本件請求対象文書が条例第6条第7号イに該当するかどうかについて検討する。

(2) 条例第6条第7号イに規定する「争訟に係る事務」について

ア 条例第6条第7号は、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げる支障があると認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるもの」については、情報の公開をしないことができるとし、同号イで「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するもの」と規定している。

イ 本件請求の対象となる文書は、当審査会が検分したところ、市立小学校における生徒指導に関し、実施機関が顧問弁護士に相談するため、事前に作成した相談内容をまとめたもの及びその添付資料と特定することができる（以下「本件請求対象文書」という。）。これらの文書は、顧問弁護士あてに事前に送付され、実施機関は、平成23年3月4日にこれらを用いて顧問弁護士と相談を行っている。

ウ 本件請求対象文書には、市立小学校における生徒指導上の個別事案に関する概要や経過及び実施機関としての判断や意見が記載された文書や関連する資料が含まれており、その記載内容や、異議申立人及び実施機関からの意見陳述の聴取内容から、訴訟等に発展するおそれのある紛争に係る文書であることが認められる。

また、これらの文書の中には市の処理方針や弁護士との打合せ内容等が含まれているため、本件請求対象文書を公開すれば、結果的に泉佐野市の訴訟遂行に著しい支障が生じ、訴訟当事者としての地位を不当に害する可能性を否定できない。

異議申立人は、条例第6条第7号イの規定は現に訴訟が提起されている場合に限定される旨主張するが、そのように限定して解釈すべき合理的理由はない。

本件処分後、本件請求対象文書に関連する事案について訴訟が提起され、泉佐野市が補助参加を認められたことにより、結果として泉佐野市の行う争訟事務に関する情報となった経過に照らしても、本件処分時に実施機関が訴訟に発展するおそれのある紛争に関する情報と判断して非公開決定をしたことには十分な合理性がある。

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審議等の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり審議等を行った。

年 月 日	審 議 等 の 経 過
平成23年12月20日	実施機関から諮問書を受理

平成24年 1月30日	実施機関から弁明書を受理
平成24年 2月 7日	異議申立人から意見書（反論書）を受理
平成24年 3月20日	異議申立人及び実施機関から意見を聴取 （第4回情報公開審査会）
平成24年 5月 7日	実施機関から意見を聴取 審議 （第5回情報公開審査会）